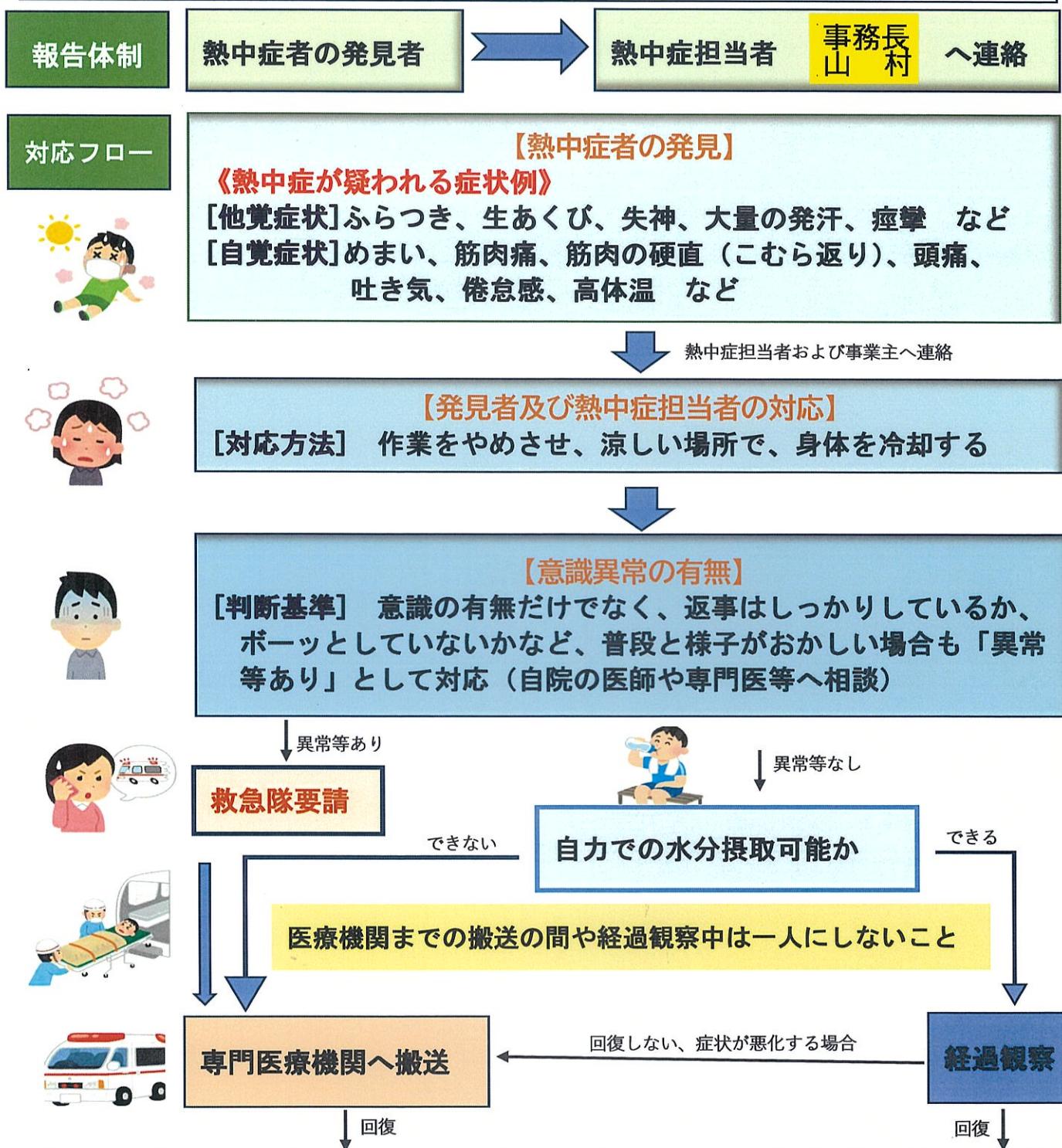


2025.6.1

熱中症対策が強化されました！

改正『労働安全衛生規則』が、令和7年6月1日から施行されました。この改正により、事業主に対する**熱中症対策が義務付け**られ、熱中症者の報告体制の整備や**熱中症の悪化を防止する措置の準備**を行い、関係従事者に周知させることとなりました。熱中症の正しい知識を身につけ、適切に対処しましょう。



回復後の体調急変等により症状が悪化する場合があるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておきましょう。

山村みなこスキンクリニック